

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成21年9月18日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス一関三関店 一関市三関字神田162番地1
- (3) 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日 平成21年9月1日
- (5) 変更の理由 小売業者の変更のため

2 届出年月日 平成21年9月2日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び一関市役所